

あなたは
大丈夫?!

無免許運転を していませんか?



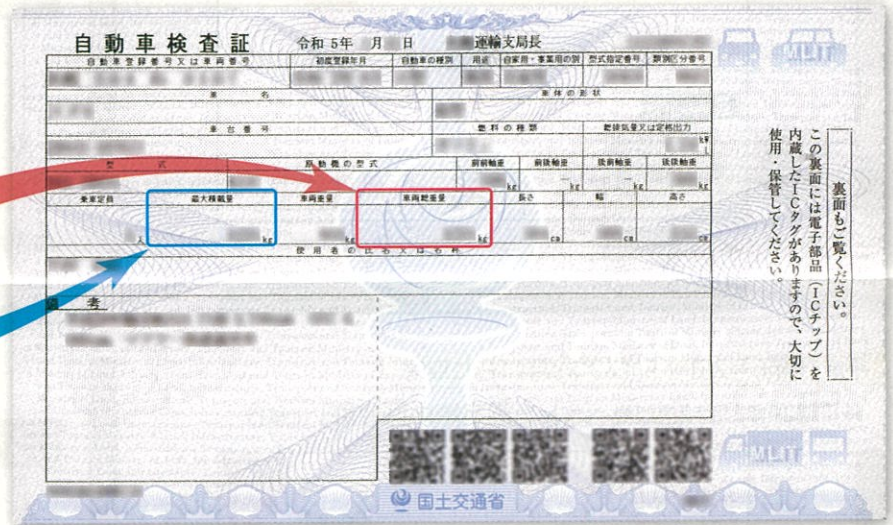
免許の範囲を超えた自動車は運転できません!

運転できる自動車は

車両総重量と

最大積載量で

決まります!



必ず車検証で **車両総重量** と **最大積載量** を確認しましょう。

★免許の範囲を超えた自動車を運転すると、
「**無免許運転**」または「**免許条件違反**」が適用されます。

「**無免許運転**」の罰則等

罰則 3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

違反点 25点
(即、免許取消し)

※反則金なし(即、罰則適用)

「**免許条件違反**」の罰則等

罰則 3月以下の懲役または
5万円以下の罰金

違反点 2点

反則金 9,000円 (大型・中型・準中型自動車)
7,000円 (普通自動車)

運転できる自動車の
範囲は裏面で再確認

ご存知でしたか?
**大型免許・中型免許の
取得可能年齢が
引き下げ!**

改正前の運転免許の受験資格

中型免許	20歳以上で、 普通免許等保有2年以上
大型免許	21歳以上で、 普通免許等保有3年以上

現在(令和4年5月以降)の特例
特別な教習を修了すれば受験資格を緩和
中型免許・大型免許
19歳以上で、
普通免許等保有1年以上

一般社団法人 **富山県自家用自動車協会連合会**
富山県自家用自動車整備管理者協議会
〒930-0992 富山市新庄町97-3(富山運輸支局隣)
TEL.076-424-2255(代) FAX.076-422-2656

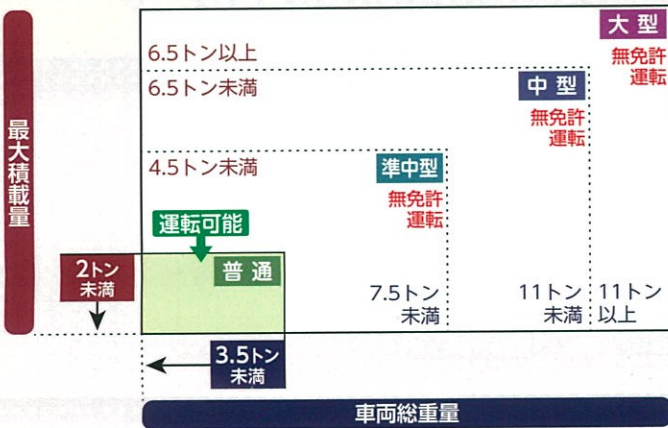
わかっていますか？ 各免許で運転できる自動車の範囲

- 車両総重量
- 最大積載量

※下記図中の 普通 準中型 中型 大型 はそれぞれ、普通自動車、準中型自動車、中型自動車、大型自動車の略。

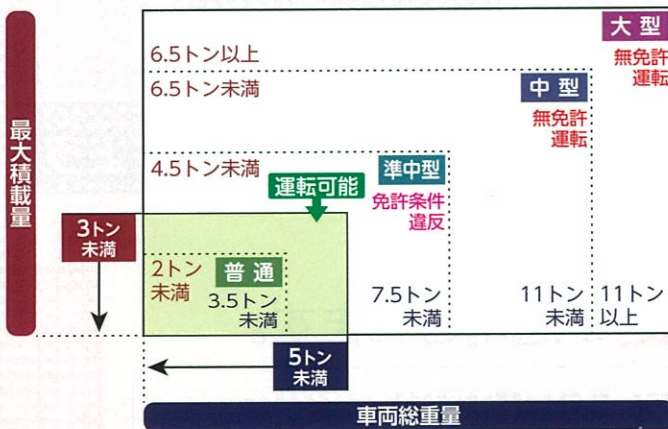
普通免許 取得時期により運転できる範囲が異なります

平成29年3月12日以降に取得



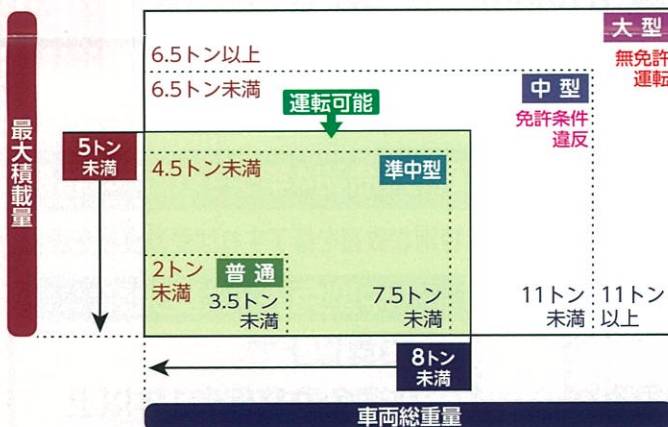
平成19年6月2日～平成29年3月11日に取得

→平成29年3月12日以降、「5トン限定準中型免許」に移行

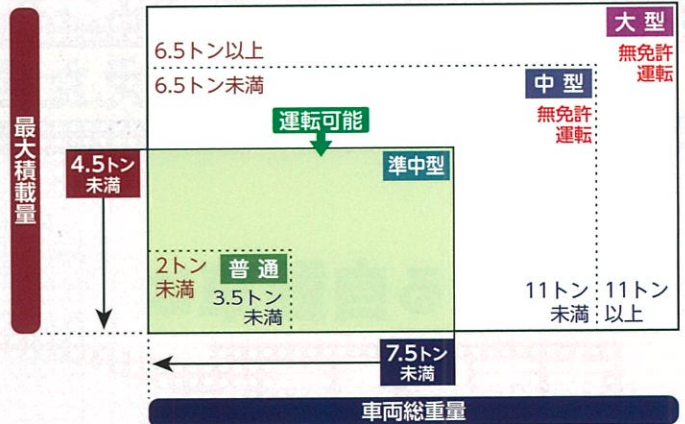


平成19年6月1日以前に取得

→平成19年6月2日以降、「8トン限定中型免許」に移行



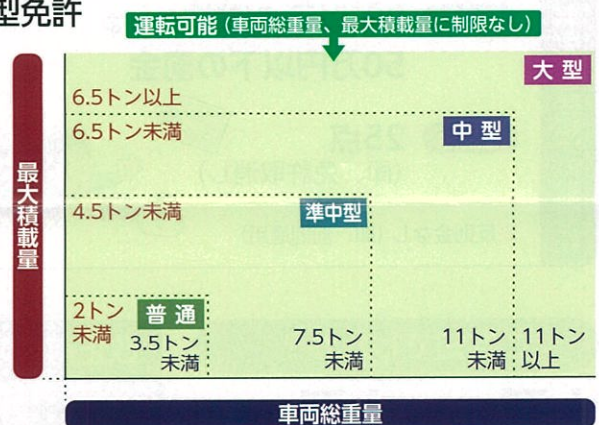
準中型免許 (平成29年3月12日新設)



中型免許 (平成19年6月2日新設)



大型免許



- いずれの免許も、小型特殊自動車と一般原動機付自転車も運転可能。大型特殊自動車や大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転すると「無免許運転」になる。

- 各免許で運転できる自動車の乗車定員については、以下の通り。

- 普通・5トン限定準中型・準中型免許…定員10人までの自動車が運転可能。定員11人以上の自動車を運転すると「無免許運転」になる。
- 8トン限定中型免許…定員10人までの自動車が運転可能。定員11人以上29人以下の中型自動車を運転すると「免許条件違反」になり、定員30人以上の自動車を運転すると「無免許運転」になる。
- 中型免許…定員29人までの自動車が運転可能。定員30人以上の自動車を運転すると「無免許運転」になる。
- 大型免許…乗車定員に制限なし。